

[事案 2022-262] 新契約無効請求

・令和5年8月4日 和解成立

<事案の概要>

約款上の就労困難状態に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

左肩腱板断裂で令和4年2月から41日間入院したため、平成28年8月に代理店を通じて契約した就業不能保険にもとづき給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)商品名と保障内容に齟齬があり、給付金の支払要件を誤解した。
- (2)ケガや病気で就労できなかつたら支払われる保険と説明を受けて加入した。

<保険会社の主張>

募集人は、本契約の約款その他の募集文書を交付しており、約款所定の支払事由である就労困難状態についての説明義務は果たされていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は事情聴取において、契約締結当時、本契約は病気やケガで就労できない場合には給付金が支払われる保険だと思っていたと陳述した。
- (2)申立人が募集人に対して就労困難状態の内容を確認したか否かは陳述が対立しており明らかではないが、いずれにしても、募集人の契約締結当時の理解を前提とすると、パンフレット等での説明において、就労困難状態について適切な説明がなされたか疑問が残る。